科目名	民事訴訟法Ⅰ　　Civil Procedure Ⅰ						
科目担当者	村田 治彦　　MURATA Haruhiko						
単位数	4	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	前期
履修学部・学科［区分］ 他学部他学科履修	法学部・法律学科［専門教育科目　専門科目］ 他学部他学科履修〇					ディプロマポリシーとの関連	(3)(4)
授業の概要	本講義の対象は、民事事件についての「第１審の判決手続」、すなわち、実体法が定める権利・義務が争われた場合に、紛争当事者が裁判所に対して行う、訴え提起行動に始まり、審理を経て、訴訟要件の判断の第１審の訴訟手続の過程を中心に講義する。 それに付随して、憲法や民法との関連性、ADR と比較しながら、民事訴訟手続の流れやその特徴を押える。 抽象的な理論の説明にとどまると、理解困難なため、判例を題材にして、民訴法学の内容及びそれが抱える課題を明らかにして、課題の克服の方向を模索する。 また、各種試験の問題を取り上げ、授業で説明した基本をどう押えればよいかを示す。						
授業の到達目標	①民事事件についての「第１審の判決手続」の知識を身に付け、実体法と異なる、手続法の特徴を理解する。 ②訴えの提起、訴訟要件の原理・原則を理解する。 ③法的思考としての法的三段論法に基づいて、法律の条文を解釈して、自分が出した基準に事例を当てはめて、結論を導くことができる。						
授業計画・内容	1	オリエンテーション－民事訴訟とは？					
	2	憲法・実体法と民事訴訟法との違い					
	3	ＡＤＲ総論					
	4	ＡＤＲ各論					
	5	要件事実論					
	6	訴訟要件					
	7	訴訟にかかわる人々（１）―裁判所					
	8	訴訟にかかわる人々（２）―当事者					
	9	訴えの提起－処分権主義					
	10	訴訟物					
	11	訴えの利益（１）―給付の訴					
	12	訴えの利益（２）―形成の訴					
	13	訴えの利益（３）―確認の訴					
	14	当事者論―当事者能力・訴訟能力					
	15	当事者適格					
授業外学修 (事前学修)	法律学の説明は理解しづらいので、予習するとすれば、授業計画のテーマについて、教科書の該当箇所部分に目を通し、専門用語の意味等を予め調べ、臨む（毎週 60 分）程度にし、予習よりも復習を重視する。						
授業外学修 (事後学修)	動画を見て復習し（毎週 90 分）、Google フォームに授業のポイント、感想、質問等を記し、難解と思われる、民事訴訟の基礎をしっかりと押さえた上で（毎週 60 分程度）、レポート課題が提示された場合には、それを行う（8 時間程度）ことを通じて、到達目標に少しでも近づけるように努力する。						
成績評価方法・評価比率・到達目標との対応	成績評価方法			評価比率		到達目標との対応	
	定期試験			60%		①、②、③	
	毎回の課題（授業への貢献）			20%		①、②	
	レポート課題			20%		②、③	
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合						
教科書	川嶋 四郎 ・笠井 正俊（編）『はじめての民事手続法』（有斐閣・2020）						
参考文献	講義時に適宜指示する。						
その他	パソコン操作、Word、インターネット・メールの利用等はできる必要がある。						